

## 阿賀野市告示第146号

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年7月26日

阿賀野市長 加藤博幸

## 阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この告示は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業した学生の阿賀野市（以下「本市」という。）への移住を伴う県内就職を支援するため、新潟県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業し、本市に移住する見込みの者に対して、予算の範囲内において阿賀野市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、この交付に関して、阿賀野市補助金等交付規則（平成16年阿賀野市規則第56号）及び新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、県実施要領に定める交付要件を満たすものとする。

## (補助金の額)

第3条 補助金の金額は、内定への就職活動に要した交通費に2分の1を乗じた額とし、1人10,000円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した額に、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 内定企業から交通費の一部について支給を受けた場合は、当該金額を除いた額に対して補助率を乗じるものとする。
- 4 国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、その経費を補助対象外とする。

## (交付回数)

第4条 交付の回数は1人1回を限度とする。

## (補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就業先の内定証明書（第2号様式）
- (2) 学生証又は在学証明書の写し
- (3) 交通費の領収書
- (4) 写真付き本人確認書類の写し
- (5) 住民票の写し（移住元の住所を確認できる書類）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、予算上の理由等により当該年度における補助金の交付が不可であるときも同様とする。

（補助金の返還請求）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するとき、期日を定めて、当該各号に定めるとおり補助金の全額又は半額の返還を請求することができるものとし、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付決定取消・返還金決定通知書（第4号様式）により、その旨通知するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があり、本市が新潟県と協議して補助金の返還が不要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請であることや、居住や就業の実態がないことが明らかとなつた場合 全額
- (2) 補助金の申請日から1年以内に第2条に定める要件を満たす職への就業を行わなかつた場合 全額
- (3) 補助金の申請日から1年以内に本市に転入しなかつた場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合は除く。） 全額
- (4) 就業日から1年以内に第2条に定める要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に、第2条の定める要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。） 全額
- (5) 転入日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合 全額
- (6) 転入日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

（補助金の交付、返還に係る情報提供）

第8条 本市は、第5条の申請があったときは、補助金の申請情報、補助金交付者の就業情報及び補助金返還対象者情報について、新潟県に提供することとする。

（報告及び調査）

第9条 市長は、本事業について、効果及び県実施要領に基づく適切な実施等を確認するため、必要な範囲内において、申請者又は交付決定者に対し、第2条に定める交付要件の状況について、報告及び立入調査を求めることができるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和6年7月26日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

《申請者》

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付申請書兼実績報告書

阿賀野市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

記

1 補助金交付申請額

交付申請額	金 円
-------	-----

2 交付申請額の積算

①実際にかかった交通費の合計	円
②企業から交通費として支給を受けた額	円
③ (①-②) × 1 / 2 (100円未満切り捨て)	円
④補助金の上限額	10,000円
⑤交付申請額 (③と④を比較して低い方の金額)	円

3 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

#### 4 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	利用区間	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)			
				往・復	

#### 5 補助金の振込先

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通（総合）・当座		
フリガナ			
口座名義人			
口座番号			(左詰で記入してください)

#### 6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「阿賀野市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載の内容について		A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙1「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載の内容について		A. 同意する	B. 同意しない
卒業後、上記内定企業に就職し、阿賀野市に移住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
申請から5年以上継続して、阿賀野市に居住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないについて		A. 該当する	B. 該当しない
就職先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係について		A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
該当する経費について、新潟県が実施する「U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業」の申請状況について		A. 申請していない	B. 申請している

※各種確認事項のB.に○を付けた場合、補助金の支給対象となりません。

7 添付書類

- ・就業先の内定証明書
- ・学生証又は在学証明書の写し（卒業学年である確認がとれるもの）
- ・交通費を支払ったことを証明できる書類
- ・写真付き本人確認書類の写し
- ・住民票の写し（移住元の住所を確認できる書類）
- ・その他市長が必要と認める書類（ ）

管理コード（新潟県及び阿賀野市使用欄）	
---------------------	--

(第1号様式別紙1)

### 阿賀野市地方就職学生支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び阿賀野市から求められた場合には、それに応じます。
  - 2 以下の場合には、阿賀野市移住・就業支援事業における地方就職学生支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、速やかに阿賀野市に報告し、地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という）の全額又は半額を返還します。
    - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
    - (2) 補助金の申請日から1年以内に要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
    - (3) 補助金の申請日から1年以内に阿賀野市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に阿賀野市に住民票がある場合は除く）：全額
    - (4) 補助金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に補助金の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
    - (5) 転入日から3年未満に阿賀野市以外の市区町村に転出した場合：全額
    - (6) 転入日から3年以上5年以内に阿賀野市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 

#### 地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び阿賀野市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、確認する場合があります。

第2号様式（第5条関係）

年　月　日

阿賀野市長 様

所在地 \_\_\_\_\_  
事業者名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_

### 内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

#### 1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年　月　日

#### 2 採用活動情報

面接・試験日	年　月　日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (会社住所と異なる（それ以外の場所に○をつけた）場合、住所を記載してください。)
内定日	年　月　日
交通費支給額	(交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

#### 3 就業条件等

入社予定日	
勤務地に関する特記事項	(※勤務地限定型の採用の場合、その内容を記載してください。そうでない場合は記載不要です。)

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名 : \_\_\_\_\_

第3号様式（第6条関係）

年　月　日

様

阿賀野市長

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付・不交付決定通知書

年　月　日付で申請があつた阿賀野市地方就職学生支援補助金（以下「補助金」という。）について、下記のとおり決定したので、阿賀野市地方就職学生支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により通知します。

記

1 決定の内容 交付・不交付

(交付の場合)

補助金交付額　金\_\_\_\_\_円

(不交付の場合) ※補助金は交付しない。

不交付の理由( )

2 振込予定日 年　月　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。

※地方就職支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

(裏面もあります)

(備考)

- 1 阿賀野市は、要綱第7条の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額  
(ただし、申請時に既に阿賀野市に住民票がある場合は除く)
  - ・申請日から1年以内に阿賀野市に転入しなかった場合：全額
  - ・申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額  
(ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く)
  - ・阿賀野市への転入日から3年末満で阿賀野市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・阿賀野市への転入日から3年以上5年以内に阿賀野市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 阿賀野市は、要綱第9条の規定に基づき、補助金交付事業の効果を確認するため、及び新潟県地方就職学生支援事業（以下「事業」という。）が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 新潟県及び阿賀野市は、事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び阿賀野市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。  
また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第4号（第7条関係）

第  
年  
月  
日  
号

様

阿賀野市長

阿賀野市地方就職学生支援補助金交付決定取消・返還金決定通知書

年　月　日付、　第　　号で通知した阿賀野市地方就職学生支援  
補助金の交付決定を、次のとおり取り消します。

また、既に交付を受けている補助金については、期日までに返還して下さい。

取 消 年 月 日	年　　月　　日
取 消 理 由	

交　付　額	円
返 還 請 求 額	円 ※交付決定を受けたうち [ 全額 ・ 半額 ]
返 還 期 日	年　　月　　日
特　記　事　項	

認定番号(管理コード)